

1 委託業務名

令和7年度 経商産振委第17号 中小企業等D X支援業務（顧客管理・販路開拓・社内情報共有等）

2 総則

中小企業等D X支援業務（顧客管理・販路開拓・社内情報共有等）（以下「業務」という。）は、契約書に定めるもののほか、この仕様書により実施するものとする。また、業務の実施にあたっては、委託者と十分な連絡調整を行い、円滑な実施を図るものとする。

3 事業の目的・趣旨

気候変動や経済変動等、企業を取り巻く環境は急激に不安定化し、新たな事業環境に合わせた事業変革は、あらゆる業界において最優先の取組事項となっている。

その解決策として、デジタル技術を活用し、環境変化への迅速な対応や企業文化を変革していくことが企業に対して求められている。

そこで、本業務ではこのような社会状況を踏まえ、デジタル技術を活用して業務変革を行う市内中小企業の事業活動を支援する。

4 業務の概要

（1）全体マネジメント業務

当該業務のマネジメントを行うことで、円滑な業務遂行を図る。

（2）セミナーの開催

静岡商工会議所と連携したセミナーを開催する。

（3）企業の募集・選定業務

経済団体等と連携し、セミナーを実施し企業に必要なアプローチを行うことで、伴走支援の対象とする企業の募集・選定を行う（10者程度選定）。

（4）伴走型成長支援プログラム実施業務

上記（2）に基づき選定した企業に対して、デジタル技術を活用した業務変革に向けた伴走型支援を行う。

伴走支援の実施状況についての報告会を実施する。

（5）伴走支援企業への機器導入等支援業務

伴走支援企業による市補助金の交付申請について支援を行う。

（6）事例集作成業務

本事業の取り組みを地域で共有することにより、地域全体のD Xを促進することを目的に、情報発信用のコンテンツを制作する。

（7）報告書作成業務

各業務の結果等に係る報告書（電子媒体）を作成し納品する。

5. 業務の仕様

(1) 全体マネジメント業務

- ア 短期間での目的達成を実現するため、専ら当該業務に関わるスタッフを配置するとともに、当該業務のマネジメントを行うことで、円滑な業務遂行を図ること。
- イ 本業務が効率的に遂行できるよう、委託者と協議・調整の上、業務におけるスケジュールを設定・作成し、業務の開始前に委託者へ提出すること。
- ウ 本業務の目的達成に向け、委託者と連携のもと、必要に応じて関係機関に対し、情報提供を行い、必要に応じて助言・協力を求めること。
- エ その他、本業務の目的達成、及び関連する事業の相乗的な成果の創出に向け、委託者との協議・調整の上、必要とされる業務を実施すること。

(2) 企業の募集・選定業務

- ア 対 象 対象とする企業は、以下の項目を全て満たすものとする。
 - (ア) 市内に主たる事業所を有する中小企業であること。
 - (イ) 明確な経営理念や事業活動のビジョンを有しており、成長意欲がある企業であること。
 - (ウ) デジタル技術による業務変革が、当該企業の成長要因となる企業であること。
 - (エ) 市内のD X推進のロールモデルとなることが期待できる企業であること。
- イ 手 法 以下の項目に基づき、委託者と協議・調整の上、業務を実施すること。
 - (ア) 募集方法は、公募とする。ただし、公益性を著しく損なわない範囲において、他薦もしくは応募勧奨による応募も可とする。
 - (イ) 募集・選定期間は、契約締結以後、令和7年8月中旬までの期間を目途とする。
 - (ウ) 上記(イ)に基づき、一定の書類確認等による応募受付を行うこと。

(3) 伴走型成長支援プログラム実施業務

- ア 内 容 デジタル技術を活用して業務変革を行う市内中小企業の事業活動に対して専門家による伴走型支援を行い、D X推進計画（構想）を作成する。
- イ 対 象 上記(2)に基づき選定された企業（10者以上）
- ウ 期 間 伴走支援期間は業者選定後から令和8年2月末までとする。
- エ 手 法 (ア) 対象とした企業それぞれにおいて、個別の伴走型支援を実施する支援体制を整え、速やかに支援を開始すること。
伴走支援企業との面談については10回を目安に実施し、うち、対面での面談については6回を目安に実施すること。
(イ) 支援体制の組成にあつては、上記(2)の業務遂行期間中に検

討し、委託者と協議・調整の上、決定すること。なお、対象企業の業務変革阻害要因等を鑑み、必要に応じて外部機関に協力要請を行うこと。

(ウ) 受託者は伴走支援企業ごとの目標を具体的に設定し、目標到達までのプロセスを示すこと。

(エ) 対象企業のビジョンや事業計画等に基づき、デジタル技術を活用した業務変革の効果が最も見込まれる取組みを集中的に支援すること。

(オ) 当該業務に係る基準や書式等を作成・提案し、委託者の確認を経て、業務を進めること。

(カ) 支援にあたっては、以下の点に留意すること。

a 対象企業の自立的な取組となるよう考慮すること。

b 実現性が高く、効果が望めるよう考慮すること。

c 費用対効果が望めるよう考慮すること。

d 想定されるリスクマネジメントについても考慮すること。

(キ) 令和8年3月13日までに市内で会場を確保し、報告会を開催すること。なお、報告会は外部に公開するものとする。

(ク) 受託者は支援事業企業の応諾のうえ、各種メディア向けに本事業のPR活動を行い、メディア媒体への掲載を推進すること。

(ケ) 本業務実施に当たって使用した資料については(6)-イに合わせて納品すること。

(4) 伴走支援企業への機器導入等支援業務

上記(3)のプログラムに参加した伴走支援企業は、DX推進に係る経費について、委託者が交付する補助金の交付申請を行うことが可能なため、申請に係る支援(導入機器の提案等)を行う。

<参考：予定している補助金の内容>

・補助上限額：30万円

・補助率：補助対象経費の3分の2

・補助対象経費：当業務において受託者から導入のアドバイスを受けた機器導入費用

(5) 事例集作成業務

ア 内 容 支援対象企業に対し、伴走支援中の取組み等に対する取材を行い、取組み事例集を作成すること。事例集は、その全部または一部を静岡市の有する広報媒体や静岡市が作成する資料において使用することを前提とし、詳細は市と協議の上決定すること。

イ 対 象 対象企業の選定については委託者と協議の上、決定すること。

ウ 納品形態 電子媒体

(6) 報告書作成業務

ア 作成手法 上記(1)～(5)に示すことを基本とし、文章・視覚的表現を用いた報告書を作成する。ただし、報告書に記載する項目及び内容等は、事前に委託者と協議の上、決定すること。

イ 納品形態 (ア) 報告書(電子媒体)

a ファイル形式 委託者と協議の上決定する。

b 内 容 (a) 報告書(完全版)
(b) 報告書(要約版)

c 納 品 電子記録媒体 1部

d そ の 他 ホームページ掲載用の掲載項目及び内容にあつては、委託者と協議の上決定する。

ウ 納 品 先 静岡市経済局商工部産業振興課

〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号 静岡市役所清水庁舎5階

6. 契約期間

契約締結日から令和8年3月20日まで

7. 疑義等

事業の円滑かつ効率的な進捗を図るために、委託者等と密に連携し進めるものとする。
なお、本仕様に定めのない事項については、その都度協議の上対応するものとする。

8. 業務の報告

受託者は、業務完了後、仕様に基づく業務完了報告書を磁気記録媒体等にて速やかに委託者に報告する。ただし、その内容にあつては、委託者と協議・調整の上、決定するものとする。

9. 留意事項

- (1) 業務実施にあたり、成果等の達成に向け、効率的な業務遂行を図るとともに、委託者等と十分な連絡調整を行い、円滑な実施を図るものとする。
- (2) 本業務に基づく、制作物や成果物等に係る知的財産は、第三者に属する権利や企業情報漏洩等の問題が生じないことを前提に普く活用できるものとする。
- (3) 制作物の作成にあたり、使用素材を必要に応じて加工修正をする場合にあっては、必ず管理元に対し、加工修正後の状態での許諾を取った上で使用すること。
- (4) 業務執行に際し必要な一切の経費は当初の契約金額に含むものとする。また、業務実施に際し、第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物等」)が含まれる場合には、既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを受託者が行うものとし、当該許諾、使用等にあたり発生する費用は当初の金額に含むものとする。なお、万が一、著作権関係の紛争が生じた場合は、一切受託者の責任において

処理するものとする。

- (5) 本人の承諾を得ることのできない人物画像等については、識別が不可能な程度の修正を行うこと。また、掲載後の肖像権或いは個人情報に関わる問題が発生した場合は、受託者においてその責を負うものとする。
- (6) 業務実施に際して重大な瑕疵があった場合は、原因者において、回収、修正、再印刷等必要な措置を講じること。このため、受託者は責任の所在を明らかにするため、データの入手先や校正の記録、担当者等を記録しておくこと。
- (7) 受託者は、各事業の各段階において必要に応じて委託者と協議を行うこと。
- (8) 業務実施に際して委託者の指示があった場合には、その指示に従い作業を進めるとともに、委託者は作業期間中、いつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。